

消費者教育推進地区便り



高部地区版 第2号 2017. 11

戸別訪問 結果報告

高部地区の皆さま、こんにちは。

静岡市市民局生活安心安全課消費生活センターです。

8月に高部地区の訪問を承諾していただいたお宅10件ほどに消費者教育推進員的那須野が戸別訪問をさせていただきました。皆様の消費者被害の体験をお聞きするとともに、今、静岡市で相談が多く寄せられている架空請求への対処法や、通信販売での注意点などをお話しさせていただきました。お忙しい中、お時間をいただきありがとうございました。

皆様から聞き取ったことをご紹介します。

知人の話だが、軽トラックで業者が物干し竿を売りに来た。1本3千円と思っていたら、3万円請求された。怖くなって「おばあさんだからこれだけしかない」と言って財布を見せて、1万余円を支払ったそうだ。この話を聞いてから、廃品回収業者等も、どれだけ請求されるかわからないし、こわくて断ったりできないかもしれないので利用しないようにしている。

業者から電話があり古着を買い取ると言うので訪問を許可したが、結局貴金属が目当てだった。「アクセサリーを見せて」というのでビーズでできたものを出したら、「それはだめだ、指にはめているものだったらよい」と指にはめていた金の指輪をほしがったが、「これは不用品ではないからだめだ」と断った。

サプリメントでお試し価格が安かったので注文したら、1箱ではなく、小分けをしたものが数日分だけしかなかった。結局、数か月分購入した。やめようと思って電話したら、あと1か月分買えば安くなるようなことを言われた。



消費者庁イラスト使用

納得できない場合はお金を支払わないようにしましょう。恐怖を感じたら警察や近所に助けを求めましょう。

買い取り業者は消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。

申込時は契約内容を確認しましょう。業者はあの手この手で購入させようとしています。不要と思ったらはっきり断りましょう。



消費者庁イラスト使用

地産地消



野菜や魚などは、できるだけ
地元でとれたものを買おう!






「**地産地消**」とは、地元で生産されたものを地元で消費することだけでなく、**地域で生産されたものを地域で消費**しようとする活動を通じて、**生産者と消費者を結びつける取組**です。

消費者が生産者と「**顔が見え、話ができる**」関係で、消費者の「**地場農林水産物**」への**愛着心**や**安心感**が深まり、**地域の農林水産業と関連産業の活性化**を図ります。

地産地消の活動としては、**農林水産物の直売所**や、**地場農林水産物を活用した加工品の開発**、**学校給食での地場農林水産物の利用**など、多彩です。スーパーなどで「**地元の農産物コーナー**」などを設けているところもあります。

地元の食材を購入すると・・・

-  生産者の顔が見え、安心・安全を感じます。
-  運送コストがかからず、CO₂排出量も減ります。
-  地元が活性化し、経済的にうるおいます。



しずまえ

って知ってますか

「しずまえ」は静岡市の駿河湾沿岸地域(駿河区石部～清水区蒲原)をさす言葉で、ここで獲れた魚を「しずまえ鮮魚」と呼びます。

☆市内の港の代表的な水産物

- ・用宗漁港・・・しらす
- ・由比漁港・・・桜えび
- ・清水港・・・冷凍マグロ

◆他にも、アジ、サバ、タチウオ、カマスなど、たくさんの魚が水揚げされます!



駿河湾の恵みをたっぷり吸収している新鮮な「しずまえ鮮魚」を食べて、健康な毎日を!

消費者教育推進員による戸別訪問に ご理解・ご協力をお願いします。

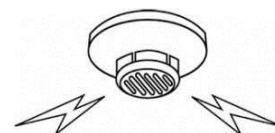


消費者教育推進員的那須野（なすの）が、高部地区の皆様のお宅を戸別訪問させていただき、消費者被害やトラブルにあっていないかなどの聞き取りや、資料などを使い最新の悪質商法の手口などの啓発をさせていただきます。

具体的な日時等は事前に回覧板などでお知らせしますが、順次、高部地区内（各自治会 10～20軒ぐらい）を訪問していきます。お忙しいこととは存じますが、ぜひご協力ください。

なお、聞き取った体験談は個人が特定されないような形で、今後の啓発等の参考に活用させていただきます。

✿ 《くらしの安全》 ✿



住宅用火災警報器の点検をしましょう！

消防法の改正により住宅用火災警報器の設置が義務化され、設置してから10年以上経つお宅もでてきました。**警報器の劣化や電池切れ**が生じていることが考えられます。**警報器の機能が維持できているか、電池切れや故障のサインが出ていないか点検**をしましょう。

⚠ 点検を怠ると、**正常に機能しない状態で放置されてしまうおそれ**があります。**必ず定期的に点検**しましょう。

⚠ 警報を発していなくても常にセンサーが作動し、監視しています。**本体の消耗・劣化を考慮し、10年を目安に本体を交換**しましょう。

⚠ 点検・交換は自分で行うことができます。**点検・交換の際は、けがなどに十分注意**しましょう。
また、**点検・交換に便乗した悪質商法にも十分注意**しましょう。

*ピッと警告音で知らせるものもあります

電池切れです。
電池切れです。



訪問購入にご注意！



〔事例〕「不用品を買い取ります。服でも何でもいいです」と言うのでいらなくなった服を買い取ってもらうつもりで訪問を許可したら、「これは本部が対象外だと言っているので買い取れない、壊れているものでも良いから貴金属なら買い取る」と言われた。結局、貴金属が目的だった。「無い」と言ったのに「指輪をはめているじゃないか」と言われた。

訪問購入で強引に貴金属を買い取られてしまった、イヤな思いをしたというトラブルが発生しています。訪問購入にも消費者を保護する制度や事業者が守るべきルールが定められています。

訪問購入心得！

一、いきなり訪問してきた購入業者には 対応しない

- 突然訪問して勧誘することは禁止されています。

一、事前に買い取りを承諾した物品以外 売らない

- 消費者が勧誘を受け入れた物品以外の物品について勧誘をすることは禁止されています。

一、売却後、8日間は物品を引き渡さない

- 訪問購入はクーリング・オフの適用があります。
- 承諾した物品を売却した際には、物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフ等について記載された書面の交付が義務付けられています。

一、売却するつもりのない貴金属を見せない、触らせない

- 持っている貴金属や宝石を、偽物などと言い、価値がないものだと思い込ませ、後日、格安で買い取っていく手口もあります。

制度を知って
トラブルを防止！



消費者庁イラスト使用

発行 静岡市市民局生活安心安全課 消費生活センター



〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

消費生活に関する相談は、054-221-1056 まで
(専門の相談員による相談時間: 平日 9時～16時)
くらしの出張教室などの申込みは、054-221-1054 まで